

第201回国会

令和2年度 地方交付税関係参考資料

総務省

令和2年度 地方交付税関係参考資料

目 次

一	令和2年度地方交付税総額算定基礎（通常収支分）	(1)
二	令和2年度普通交付税の算定方法の改正案	(2)
三	令和2年度基準財政需要額及び収入額の対前年度増減見込額に関する調	(3)
四	令和2年度単位費用に関する調	(4)
五	令和2年度主要改定内容	(7)
六	令和2年度単位費用の積算に用いる統一単価等	(8)
七	令和元年度普通交付税額の決定に関する調	(13)
八	地方交付税の額の変遷に関する調	(14)
九	普通交付税の交付・不交付団体数に関する調	(15)

一 令和2年度地方交付税総額算定基礎(通常収支分)

(単位:億円、%)

区分	令和2年度 当初予算額 A	令和元年度			増減額		増減率		
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得 税 (ア)	195,290	199,340	-8,700	190,640	-4,050	4,650	-2.0	2.4
	法 人 税 (イ)	120,650	128,580	-11,430	117,150	-7,930	3,500	-6.2	3.0
	酒 税 (ウ)	12,650	12,710	-	12,710	-60	-60	-0.5	-0.5
	消 費 税 (エ)	217,190	193,920	-3,300	190,620	23,270	26,570	12.0	13.9
一 般 会 計	(ア)×33.1%	64,641	65,982	-2,880	63,102	-1,341	1,539	-2.0	2.4
	(イ)×33.1%	39,935	42,560	-3,783	38,777	-2,625	1,159	-6.2	3.0
	(ウ)×50%	6,325	6,355	-	6,355	-30	-30	-0.5	-0.5
	(エ)×19.5%	42,352	40,335	-686	39,649	2,017	2,703	5.0	6.8
	小 計	153,253	155,232	-7,349	147,882	-1,979	5,371	-1.3	3.6
	前々年度国税4税決算精算分	-	-	985	985	-	-985	-	皆減
	平成20、21、28年度補正予算精算分	-2,355	-2,355	-	-2,355	0	0	0.0	0.0
	小 計(法定率分等)	150,898	152,877	-6,364	146,513	-1,979	4,385	-1.3	3.0
	既往法定加算等	5,187	2,633	-	2,633	2,554	2,554	97.0	97.0
	臨時財政対策特例加算額	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時財政対策債振替加算額	-	-	6,496	6,496	-	-6,496	-	皆減
計 (一般会計繰入れ)	156,085	155,510	132	155,642	575	444	0.4	0.3	
特 別 会 計	地方法人税法定率分	14,564	6,876	-302	6,574	7,688	7,990	111.8	121.5
	前々年度決算精算分	-	-	170	170	-	-170	-	皆減
	返 還 金	4	-	-	-	4	4	皆増	皆増
	特別会計借入金償還額	-5,000	-5,000	950	-4,050	0	-950	0.0	23.5
	特別会計借入金利子充当分	-771	-792	-	-792	21	21	-2.7	-2.7
	特別会計剰余金の活用	1,000	-	-	-	1,000	1,000	皆増	皆増
	地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用	-	1,000	-	1,000	-1,000	-1,000	皆減	皆減
	前年度からの繰越金	-	4,215	-	4,215	-4,215	-4,215	皆減	皆減
	翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	165,882	161,809	950	162,759	4,073	3,123	2.5	1.9
地 方 交 付 税	合 計	165,882	161,809	950	162,759	4,073	3,123	2.5	1.9
	内								
	普通交付税	155,926	152,100	-	152,100	3,825	3,825	2.5	2.5
訳									
特別交付税	9,957	9,709	950	10,659	248	-702	2.6	-6.6	

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

2 消費税に乘じる率について令和元年度は20.8%である。

二 令和2年度普通交付税の算定方法の改正案

1 基準財政需要額の算定方法の改正

- (1) 地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域社会再生事業費」を設けること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護保険料の低所得者軽減強化、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 高等教育の無償化、特別支援教育の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (4) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の財源を措置すること。
- (6) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (7) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

2 基準財政収入額の算定方法の特例

令和2年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の100分の75の額を加算する特例を設けること。

3 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例

令和2年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けること。

三 令和2年度基準財政需要額及び収入額の対前年度増減見込額に関する調

(単位：億円)

区 分		道府県	市町村	合 計
基 準 財 政 需 要 額	1 個別算定経費 (2~4及び6を除く)	3,263	3,807	7,069
	2 地域の元気創造 事業費	△1	145	145
	3 人口減少等特別対策 事業費	△2	7	5
	4 地域社会再生事業費	2,063	1,998	4,061
	5 包括算定経費	15	623	638
	6 公 債 費	△813	55	△758
	7 小 計	4,526	6,635	11,161
	8 臨時財政対策債 振替額	△642	△529	△1,171
	需要増減見込額(7-8) (A)	5,168	7,164	12,332
	元年度需要額 (B)	197,274	217,398	414,672
増 減 率 (A)/(B)	2.6%	3.3%	3.0%	
基 準 財 政 収 入 額	収入増減見込額 (C)	2,180	6,143	8,323
	元年度収入額 (D)	115,299	147,648	262,947
	増 減 率 (C)/(D)	1.9%	4.2%	3.2%
合併算定替に係る増加額 (E)		—	△567	△567
財 源 不 足 額	増減見込額(A)-(C)+(E) (F)	2,988	454	3,442
	元年度財源不足額 (G)	81,975	70,534	152,508
	増 減 率 (F)/(G)	3.6%	0.6%	2.3%

- (注) 1. 本表は、令和元年度当初算定における財源不足団体を基礎に作成している。
 2. 令和元年度当初算定に対する増減見込額であり、精査の結果異動することがある。
 3. 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

四 令和2年度単位費用に関する調

1 道府県分

(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分		令和2年度 単 位 費 用 (A)	令和元年度 単 位 費 用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100	
一	警 察 費	警察職員数	8,372,000	8,296,000	76,000	0.9
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道路の面積	135,000	135,000	0	0.0
		道路の延長	1,953,000	1,948,000	5,000	0.3
	2 河川費	河川の延長	184,000	187,000	-3,000	-1.6
	3 港湾費	港 係留施設の延長	28,700	28,500	200	0.7
		湾 外郭施設の延長	5,860	6,030	-170	-2.8
		漁 係留施設の延長	10,200	10,300	-100	-1.0
	港 外郭施設の延長	5,430	5,740	-310	-5.4	
4 その他の土木費	人 口	1,270	1,300	-30	-2.3	
三 教 育 費	1 小学校費	教 職 員 数	6,056,000	6,163,000	-107,000	-1.7
	2 中学校費	教 職 員 数	6,124,000	6,237,000	-113,000	-1.8
	3 高等学校費	教 職 員 数	6,597,000	6,596,000	1,000	0.0
		生 徒 数	57,100	56,900	200	0.4
	4 特別支援学校費	教 職 員 数	5,918,000	6,061,000	-143,000	-2.4
		学 級 数	2,214,000	2,141,000	73,000	3.4
	5 その他の教育費	人 口	3,230	2,430	800	32.9
公立大学等学生数		212,000	212,000	0	0.0	
私立学校等生徒数		297,500	293,500	4,000	1.4	
四 厚 生 労 働 費	1 生活保護費	町 村 部 人 口	9,260	9,350	-90	-1.0
	2 社会福祉費	人 口	18,000	16,300	1,700	10.4
	3 衛生費	人 口	14,900	14,600	300	2.1
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	55,100	51,900	3,200	6.2
		75歳以上人口	97,200	95,800	1,400	1.5
5 労働費	人 口	435	431	4	0.9	
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	農 家 数	107,000	107,000	0	0.0
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積	5,260	5,150	110	2.1
		公有林野の面積	15,400	15,400	0	0.0
	3 水産行政費	水 産 業 者 数	335,000	330,000	5,000	1.5
4 商工行政費	人 口	1,950	1,940	10	0.5	
六 総 務 費	1 徴 税 費	世 帯 数	5,930	5,980	-50	-0.8
	2 恩 給 費	恩給受給権者数	884,000	945,000	-61,000	-6.5
	3 地域振興費	人 口	535	533	2	0.4
七	地域の元気創造事業費	人 口	950	950	0	0.0
八	人口減少等特別対策事業費	人 口	1,700	1,700	0	0.0
九	地域社会再生事業費	人 口	1,950	-	1,950	皆増
十	公 債 費	「公債費の内訳」参照				

(2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区 分	令和2年度 単 位 費 用 (A)	令和元年度 単 位 費 用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100
人 口	9,150	9,070	80	0.9
面 積	1,111,000	1,120,000	-9,000	-0.8

2 市 町 村 分

(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分		令和2年度 単 位 費 用 (A)	令和元年度 単 位 費 用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100	
一	消 防 費	人 口	11,400	11,300	100	0.9
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道 路 の 面 積	71,700	71,700	0	0.0
		道 路 の 延 長	190,000	189,000	1,000	0.5
	2 港 湾 費	港 係留施設の延長	27,800	27,500	300	1.1
		湾 外郭施設の延長	5,860	6,030	-170	-2.8
		漁 係留施設の延長	10,200	10,300	-100	-1.0
	3 都市計画費	港 外郭施設の延長	3,830	4,070	-240	-5.9
		都市計画区域における人口	991	990	1	0.1
	4 公 園 費	人 口	536	534	2	0.4
		都市公園の面積	37,000	36,600	400	1.1
		5 下 水 道 費	人 口	97	96	1
6 その他の土木費	人 口	1,480	1,540	-60	-3.9	
三 教 育 費	1 小 学 校 費	児 童 数	44,600	44,300	300	0.7
		学 級 数	893,000	892,000	1,000	0.1
		学 校 数	10,244,000	9,446,000	798,000	8.4
	2 中 学 校 費	生 徒 数	42,600	42,300	300	0.7
		学 級 数	1,101,000	1,097,000	4,000	0.4
		学 校 数	9,147,000	8,610,000	537,000	6.2
	3 高等学校費	教 職 員 数	6,550,000	6,566,000	-16,000	-0.2
		生 徒 数	73,300	71,100	2,200	3.1
	4 その他の教育費	人 口	5,700	5,290	410	7.8
		幼稚園等の小学校就学前子どもの数	662,000	393,000	269,000	68.4
四 厚 生 費	1 生活保護費	市 部 人 口	9,220	9,230	-10	-0.1
	2 社会福祉費	人 口	26,500	24,300	2,200	9.1
	3 保健衛生費	人 口	7,930	7,850	80	1.0
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	69,300	66,800	2,500	3.7
		75歳以上人口	84,800	84,200	600	0.7
5 清 掃 費	人 口	5,070	5,030	40	0.8	
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	農 家 数	88,000	87,800	200	0.2
	2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	400,000	338,000	62,000	18.3
	3 商工行政費	人 口	1,310	1,320	-10	-0.8
六 総 務 費	1 徴 税 費	世 帯 数	4,220	4,300	-80	-1.9
	2 戸籍住民基本台帳費	戸 籍 数	1,160	1,170	-10	-0.9
		世 帯 数	2,170	2,100	70	3.3
	3 地域振興費	人 口	1,720	1,740	-20	-1.1
面 積		1,037,000	1,037,000	0	0.0	
七	地域の元気創造事業費	人 口	2,530	2,530	0	0.0
八	人口減少等特別対策事業費	人 口	3,400	3,400	0	0.0
九	地域社会再生事業費	人 口	1,950	-	1,950	皆増
十	公 債 費	「公債費の内訳」参照				

(2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区 分	令和2年度 単 位 費 用 (A)	令和元年度 単 位 費 用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100
人 口	17,800	17,100	700	4.1
面 積	2,244,000	2,320,000	-76,000	-3.3

(参考) 公債費の内訳

1 道府県分

(単位：円、%)

区 分	令和2年度 単 位 費 用 (A)	令和元年度 単 位 費 用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100	
1 災害復旧費	950	950	0	0.0	
2 補正予算債償還費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0
	平成11年度以降同意(許可)債に係るもの	54	55	-1	-1.8
3 地方税減収補填債償還費	24	24	0	0.0	
4 臨時財政特例債償還費	28	27	1	3.7	
5 財源対策債償還費	22	21	1	4.8	
6 減税補填債償還費	24	24	0	0.0	
7 臨時財政対策債償還費	61	62	-1	-1.6	
8 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	103	103	0	0.0	
9 国土強靱化施策債償還費	1	-	1	皆増	
10 地域改善対策特定事業債等償還費	800	800	0	0.0	
11 公害防止事業債償還費	500	500	0	0.0	
12 石油コンビナート等債償還費	500	500	0	0.0	
13 地震対策緊急整備事業債償還費	500	500	0	0.0	
14 被災者生活再建債償還費	800	800	0	0.0	
15 原子力発電施設等立地地域振興債償還費	700	700	0	0.0	

2 市町村分

(単位：円、%)

区 分	令和2年度 単 位 費 用 (A)	令和元年度 単 位 費 用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100	
1 災害復旧費	950	950	0	0.0	
2 辺地対策事業債償還費	800	800	0	0.0	
3 補正予算債償還費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0
	平成11年度以降同意(許可)債に係るもの	53	54	-1	-1.9
4 地方税減収補填債償還費	24	24	0	0.0	
5 臨時財政特例債償還費	28	27	1	3.7	
6 財源対策債償還費	21	21	0	0.0	
7 減税補填債償還費	60	61	-1	-1.6	
8 臨時財政対策債償還費	61	62	-1	-1.6	
9 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	103	103	0	0.0	
10 国土強靱化施策債償還費	1	-	1	皆増	
11 地域改善対策特定事業債等償還費	800	800	0	0.0	
12 過疎対策事業債償還費	700	700	0	0.0	
13 公害防止事業債償還費	500	500	0	0.0	
14 石油コンビナート等債償還費	500	500	0	0.0	
15 地震対策緊急整備事業債償還費	500	500	0	0.0	
16 合併特例債償還費	700	700	0	0.0	
17 原子力発電施設等立地地域振興債償還費	700	700	0	0.0	

五 令和2年度主要改定内容

1 道府県分

費目等	増減需要額	主要改定内容
(1) 個別算定経費		
小学校費	△ 432億円程度	給与費の減等
その他の教育費 (人口)	1,010億円程度	幼児教育の無償化及び高等教育の無償化に伴う増等
社会福祉費	2,000億円程度	保育の無償化に伴う増、児童虐待防止対策に要する経費の増、障害児入所給付費等負担金の増、障害者自立支援給付費負担金の増等
高齢者保健福祉費 (65歳以上人口) (75歳以上人口)	1,284億円程度	介護給付費負担金の増、後期高齢者医療給付費負担金の増等
地域社会再生事業費	2,100億円程度	創設
公債費	△ 961億円程度	既発債償還費の減
(2) 包括算定経費	10億円程度	会計年度任用職員制度の施行に伴う増等

(注) 増減需要額は、令和元年度算定に対するものであり、精査の結果異動することがある。

2 市町村分

費目等	増減需要額	主要改定内容
(1) 個別算定経費		
その他の教育費 (人口) (幼稚園等の子どもの数)	830億円程度	幼児教育の無償化及び高等教育の無償化に伴う増等
社会福祉費	2,867億円程度	保育の無償化に伴う増、障害児入所給付費等の増、障害者自立支援給付費の増等
高齢者保健福祉費 (65歳以上人口) (75歳以上人口)	1,059億円程度	介護給付費負担金の増、後期高齢者医療給付費負担金の増等
地域社会再生事業費	2,100億円程度	創設
公債費	△ 105億円程度	既発債償還費の減
(2) 包括算定経費	720億円程度	会計年度任用職員制度の施行に伴う増等

(注) 増減需要額は、令和元年度算定に対するものであり、精査の結果異動することがある。

六 令和2年度単位費用の積算に用いる統一単価等

1 職員給与の積算に用いる統一単価等

(1) 本 俸

区 分		摘 要	道 府 県		市 町 村	
			令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
給 料	一 般 職 員	部 長 職 (1人当たり月額)	円	円	円	円
		課 長 職 (")	422,800	423,300	389,800	391,600
		職 員 A (")	378,400	378,900	355,700	357,400
		職 員 B (")	334,300	334,700	327,500	329,100
	小 学 校 教 職 員	校 長 (")	216,900	217,200	212,400	213,400
		校 長 (")	426,600	424,700	—	—
		教 頭 等 (")	394,800	393,200	—	—
		教 諭 等 (")	316,000	317,200	—	—
		栄 養 教 諭 等 (")	271,400	270,400	—	—
	中 学 校 教 職 員	事 務 職 員 (")	276,100	277,500	—	—
		校 長 (")	425,800	424,600	—	—
		教 頭 等 (")	389,500	388,500	—	—
		教 諭 等 (")	318,400	319,200	—	—
		栄 養 教 諭 等 (")	271,700	271,100	—	—
	高 等 学 校 教 職 員	事 務 職 員 (")	279,600	281,000	—	—
		校 長 (")	420,700	421,300	420,800	421,400
		教 頭 等 (")	400,000	400,600	400,000	400,600
		教 諭 等 (")	323,100	323,500	323,100	323,500
	特 別 支 援 学 校 教 職 員	実 習 助 手 (")	186,500	186,800	186,600	186,900
		校 長 (")	424,200	427,300	—	—
教 頭 等 (")		390,900	393,700	—	—	
教 諭 等 (")		309,500	311,700	—	—	
実 習 助 手 (")		184,400	186,800	—	—	
栄 養 教 諭 等 (")		231,100	232,800	—	—	
そ の 他 の 教 職 員	事 務 職 員 (")	258,900	260,800	—	—	
	教 育 長 (")	500,700	501,200	430,700	432,900	
警 察 職 員	警 察 官 (")	283,800	283,100	—	—	
消 防 職 員	消 防 吏 員 (")	—	—	249,500	250,100	

(2) 職員手当等

区 分		摘 要	道 府 県		市 町 村	
			令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
扶 養 手 当	一 般 職 員	(1人当たり月額)	円 9,278	円 9,288	円 8,575	円 8,582
	教 育 職 員	小学校教職員(")	6,248	6,262	—	—
		中学校教職員(")	7,646	7,788	—	—
		高等学校教員(")	9,461	9,461	10,025	10,026
		特 別 支 援 学 校 教 職 員	6,766	6,765	—	—
	警 察 職 員	警 察 官 (")	12,637	12,641	—	—
	消 防 職 員	消 防 吏 員 (")	—	—	14,108	14,110
管 理 職 手 当	一 般 職 員	部 長 (1人当たり月額)	円 104,200	円 104,200	円 82,200	円 82,200
		課 長 (")	72,700	72,700	62,300	62,300
	義 務 教 育 職 員	校 長 (")	68,400	68,400	—	—
		教 頭 等 (")	58,300	58,300	—	—
	高 等 学 校 教 職 員	校 長 (")	68,300	68,300	68,300	68,300
	教 頭 等 (")	54,750	54,750	54,200	54,200	
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	一 般 職 員	部 長 (1人当たり年額)	円 15,000	円 15,000	円 12,800	円 12,800
		課 長 (")	12,800	12,800	10,500	10,500
	義 務 教 育 職 員	校 長 (")	10,500	10,500	—	—
		教 頭 等 (")	10,500	10,500	—	—
	高 等 学 校 教 職 員	校 長 (")	10,500	10,500	10,500	10,500
	教 頭 等 (")	10,500	10,500	10,500	10,500	
時 間 外 手 当	一 般 職 員	(部長・課長を除く)(給料年額)	7/100	7/100	7/100	7/100
	教 育 職 員	栄養教諭等(") 及び事務職員	6/100	6/100	6/100	6/100
	警 察 職 員	警 察 官 (")	13/100	13/100	—	—
	消 防 職 員	消 防 吏 員 (")	—	—	8/100	8/100
期 末 勤 勉 手 当	全 職 員	(給料+扶養手当月額等)	4.49月	4.45月	4.49月	4.45月

区 分		摘 要	道 府 県		市 町 村	
			令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
共 済 地 方 職 員 組 合 共 済 組 合	事 務 費	(1人当たり年額)	円 240	円 240	円 11,210	円 11,790
		(")	240	240	240	240
		(")	240	240	—	—
通 勤 手 当	一 般 職 員	(1人当たり月額)	円 11,562	円 11,653	円 5,598	円 5,642
	義 務 教 育 職 員	小 学 校 (")	6,562	6,560	—	—
		中 学 校 (")	7,148	7,153	—	—
	高 等 学 校 教 職 員	教 員 (")	8,266	8,331	9,281	9,354
		事 務 職 員 (")	11,562	11,653	5,598	5,642
	特 別 支 援 学 校 教 職 員	教 職 員 (")	9,539	9,828	—	—
	警 察 職 員	警 察 官 (")	9,297	9,370	—	—
	消 防 職 員	消 防 吏 員 (")	—	—	7,323	7,380
住 居 手 当	一 般 職 員	(1人当たり月額)	円 3,895	円 3,827	円 2,729	円 2,681
	義 務 教 育 職 員	小 学 校 (")	6,088	5,880	—	—
		中 学 校 (")	6,757	6,568	—	—
	高 等 学 校 教 職 員	教 員 (")	4,751	4,667	4,126	4,053
		事 務 職 員 (")	3,895	3,827	2,729	2,681
	特 別 支 援 学 校 教 職 員	教 職 員 (")	7,459	7,337	—	—
	警 察 職 員	警 察 官 (")	3,386	3,326	—	—
	消 防 職 員	消 防 吏 員 (")	—	—	4,478	4,399

(注)1. 管理職手当、退職手当及び基金負担金の義務教育職員には、特別支援学校の小中学部の教職員を、基金負担金の高等学校教職員には、特別支援学校の高等部の教職員を含む。

2. 警察官、高等学校及び消防学校の一般職員には、上記のほか宿日直手当が加算される。

2 職員給与費単価(一般職員分)

区 分		本 俸	扶養手当	管理職手当又は 時間外手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉手当	退職手当	基金負担金	共済組合 負担金	通勤手当	住居手当	計	2年度単価	元年度単価
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
道 府 県 分	部 長 職	5,073,600	111,340	1,250,400	15,000	2,794,300	682,910	10,280	1,974,260	138,740	46,740	12,097,570	12,100	12,070
	課 長 職	4,540,800	111,340	872,400	12,800	1,995,530	611,190	8,410	1,670,430	138,740	46,740	10,008,380	10,010	9,990
	職 員 A	4,011,600	111,340	280,810	—	1,767,820	539,960	6,930	1,476,710	138,740	46,740	8,380,650	8,380	8,360
	職 員 B	2,602,800	111,340	182,200	—	1,015,540	350,340	4,470	933,090	138,740	46,740	5,385,260	5,390	5,380
市 町 村 分	部 長 職	4,677,600	102,900	986,400	12,800	2,051,230	769,000	9,830	1,669,980	67,180	32,750	10,379,670	10,380	10,390
	課 長 職	4,268,400	102,900	747,600	10,500	1,795,300	701,730	8,710	1,509,970	67,180	32,750	9,245,040	9,250	9,260
	職 員 A	3,930,000	102,900	275,100	—	1,729,550	646,090	7,610	1,406,070	67,180	32,750	8,197,250	8,200	8,210
	職 員 B	2,548,800	102,900	178,420	—	992,180	419,020	4,860	890,610	67,180	32,750	5,236,720	5,240	5,250

七 令和元年度普通交付税額の決定に関する調

(単位：億円、%)

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準 財 政 収 入 額			財源超過額	財源不足額	普通交付税額	普通交付税の全体に占める割合	
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計					
道 府 県	197,281	20,116	217,397	115,311	23,830	139,141	3,714	81,970	81,796	53.8	
市 町 村	大 都 市	53,514	18,269	71,783	46,427	27,927	74,353	9,657	7,087	7,040	4.6
	中 核 市	34,358	-	34,358	26,816	-	26,816	-	7,542	7,512	4.9
	施 行 時 特 例 市	8,723	678	9,401	7,353	776	8,129	98	1,370	1,362	0.9
	都 市	91,220	7,191	98,411	54,768	8,366	63,134	1,175	36,452	36,372	23.9
	町 村	30,046	1,284	31,329	12,000	1,618	13,618	335	18,046	18,019	11.8
	計	217,860	27,421	245,281	147,364	38,687	186,050	11,265	70,496	70,304	46.2
合 計	415,141	47,538	462,678	262,675	62,517	325,191	14,979	152,466	152,101	100.0	

- (注) 1 市町村分については、一般算定分と合併算定替分を単純に合算したものである。
 2 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない箇所がある。

八 地方交付税の額の変遷に関する調(最近10カ年)

(単位:億円)

年 度	区 分	普通交付税	特別交付税	計
平成22年度	道府県分	86,220	1,445	87,665
	市町村分	75,397	8,873	84,271
	計	161,617	10,318	171,936
平成23年度	道府県分	87,253	4,856	92,109
	市町村分	76,938	10,341	84,588
	計	164,191	15,197	176,697
平成24年度	道府県分	87,261	1,468	88,729
	市町村分	77,519	9,005	86,524
	計	164,780	10,473	175,253
平成25年度	道府県分	84,370	1,419	85,789
	市町村分	76,276	8,819	85,095
	計	160,646	10,237	170,883
平成26年度	道府県分	84,680	1,367	86,047
	市町村分	74,358	8,764	83,122
	計	159,038	10,131	169,169
平成27年度	道府県分	83,931	1,364	85,295
	市町村分	74,033	8,689	82,722
	計	157,964	10,053	168,017
平成28年度	道府県分	85,594	2,004	87,598
	市町村分	71,390	8,526	79,916
	計	156,983	10,530	167,513
平成29年度	道府県分	82,524	1,490	84,014
	市町村分	70,976	8,307	79,283
	計	153,501	9,797	163,298
平成30年度	道府県分	81,622	1,634	83,256
	市町村分	69,253	8,671	77,924
	計	150,876	10,305	161,181
令和元年度	道府県分	81,796		
	市町村分	70,304		
	計	152,101		

- (注) 1. 再算定のあった年度については再算定後の数値による。
 2. 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

九 普通交付税の交付・不交付団体数に関する調（最近10年間）

区 分		平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		交 付	不交付	計	交 付	不交付	計	交 付	不交付	計	交 付	不交付	計	交 付	不交付	計
道 府 県		46	1	47	46	1	47	46	1	47	46	1	47	46	1	47
市	大 都 市	19	(1)	(1)	19	(1)	(1)	20	(1)	(1)	20	(1)	(1)	20	(1)	(1)
	中 核 市	39	-	19	40	-	19	40	-	20	41	-	20	42	-	20
町	特 例 市	39	1	40	40	1	41	40	1	41	41	1	42	42	1	43
	都 市	40	1	41	39	1	40	39	1	40	39	1	40	39	1	40
村	町 村	668	18	686	667	19	686	668	18	686	665	22	687	663	24	687
	計	920	21	941	911	27	938	905	27	932	906	24	930	901	28	929
合 計		1,686	(1)	(1)	1,676	(1)	(1)	1,672	(1)	(1)	1,671	(1)	(1)	1,665	(1)	(1)
合 計		1,732	42	1,774	1,722	49	1,771	1,718	48	1,766	1,717	49	1,766	1,711	55	1,766

区 分		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		交 付	不交付	計	交 付	不交付	計	交 付	不交付	計	交 付	不交付	計	交 付	不交付	計
道 府 県		46	1	47	46	1	47	46	1	47	46	1	47	46	1	47
市	大 都 市	20	(1)	(1)	19	(1)	(1)	19	(1)	(1)	19	(1)	(1)	19	(1)	(1)
	中 核 市	44	-	20	45	-	20	46	-	20	52	-	20	55	-	20
町	特 例 市	37	1	45	45	2	47	46	2	48	52	2	54	55	3	58
	都 市	37	2	39	32	5	37	32	4	36	27	4	31	23	4	27
村	町 村	657	29	686	649	37	686	649	38	687	651	35	686	645	42	687
	計	901	27	928	897	31	928	897	30	927	892	35	927	891	35	926
合 計		1,659	(1)	(1)	1,642	(1)	(1)	1,643	(1)	(1)	1,641	(1)	(1)	1,633	(1)	(1)
合 計		1,705	60	1,765	1,688	77	1,765	1,689	76	1,765	1,687	78	1,765	1,679	86	1,765

- (注) 1. 本表の数値は、再算定の行われた年度については、再算定によるものである。
 2. 東京都特別区は、地方交付税法第21条（都等の特例）の規定により、上段（ ）外書きとしている。
 3. 財源不足団体であっても、調整率により不交付団体となったものについては、不交付としている。
 4. 一本算定は不交付団体であるが、合併特例の適用により交付税が交付される団体は、不交付としている。
 5. 平成22年度から平成24年度は、臨時財政対策債への振替の結果不交付となった団体は、交付としている。
 6. 特例市は、平成27年度以降は施行時特例市である。